

今回の数字

3000万円と600万円

**来年1月1日、相続税の大改正
ご注意、申告者が増えそう!**

50年に1度ともいわれる相続税の大改正が、いよいよ平成27年1月1日以降の「相続又は遺贈」から始まります。一番大きな改正は、「基礎控除額の縮小」です。「相続税なんて関係ない」と思っている人も、もしかすると今回の大改正で、今までは相続税の対象にならなかったけれど、対象になるかもしれません。

ここに出てきた「相続」とは、被相続人(亡くなった故人)の財産が相続人に引き継がれること、これに対して「遺贈」というのは、遺言によって、法定相続人(法律上の相続人)あるいは他人に財産の全部または一部を贈与することをいいます。

改正される基礎控除額は、相続税の計算のとき、被相続人から相続や遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格(各人の課税価格)の合計額から控除できる金額のことです。現在の基礎控除額は、5000万円と1000万円に法定相続人の数を掛けて計算します。

例えば、お父さんとお母さん、子どもが2人の家族で、万一、お父さんが亡くなった場合、法定相続人はお母さんと子ども2人の3人です。現在の基礎控除額は、5000万円+1000万円×3(法定相続人数3人分)=8000万円、この8000万円を課税価格から差し引くことができます。

来年1月1日以降、基礎控除額が、3000万円と600万円に法定相続人の数を掛けて計算した金額に縮小されます。どう変化するか計算してみましょう。先ほどの例だと、3000万円+600万円×3=4800万円になるわけです。課税価格が5000万円なら現在は、5000万円-基礎控除額8000万円=ゼロで、相続税の対象にはなりません、

相続税の改正ポイント

1. 遺産にかかる基礎控除
【改正前】5000万円
+ (1000万円×法定相続人の数)
▼
【改正後】3000万円
+ (600万円×法定相続人の数)
2. 相続税の税率構造の改正
3. 未成年者控除・障害者控除の控除額の引き上げ
4. 小規模宅地等の特例の限度面積の拡大

来年になると、5000万円-4800万円=200万円となり、相続税の申告対象になります。つまり、来年1月1日からは、相続税の申告対象者が増えることが予想されます。

ところで先日7月1日に「路線価」が発表されました。路線価とは、相続税を計算する際に土地の評価額を算出するために用いられるもので、路線価が上がれば土地の課税価格が上昇することになります。

今回は、相続税の基礎控除額について解説しましたが、本来、相続の「相」は、「互いに」「助ける」という意味もあり、人相、手相や家相といった認識されるものの相(すがた)を指します。相続は、相(すがた)が続くということです。相続は、イコール相続税ではありません。相続する人は、財産を継ぐだけではなく、故人の相(すがた)を継ぐことでもあるわけですから、相続させる人は、「すがた」の続きを継ぐ者が、もめないように、また相続税に困らないように継がせることも考えてあげることが大切かもしれません。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスプランナー

高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■ **時間相談** …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■ **マイホーム資金・住宅ローン相談** …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■ **退職資金・マネープラン相談** …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00